

(別紙)

「既存のサービス事業所の届出留意事項」

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
1	共通	その他該当する体制等の届出項目追加	新設された項目について、新たな届出がない場合は「なし」とみなす。
2	共通	「その他該当する体制等」欄の 「地域区分」 「9：6級地の2」を「9：7級地」に変更 「8：5級地の2」を削除 「地域区分」に属する地域を変更	<u>左記届出内容の変更を含め、見直しが行われている地域に所在する事業所については、新たな地域区分の届出が必要となる。</u>
3	11：訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「定期巡回・随時対応サービスに関する状況」 「1：定期巡回の指定を受けていない」 「2：定期巡回の指定を受けている」 「3：定期巡回の整備計画がある」 を新設	「日中の身体介護20分未満体制」の既存届出内容が「1：なし」で、新たな届出がない場合は「1：定期巡回の指定を受けていない」とみなす。 「日中の身体介護20分未満体制」の既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：定期巡回の指定を受けている」とみなす。 「3：定期巡回の整備計画がある」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 (注)「2：定期巡回の指定を受けている」「3：定期巡回の整備計画がある」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
4	1 1 : 訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」</p> <p>「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」</p> <p>を</p> <p>「1 : なし」 「2 : 加算Ⅰ」 「3 : 加算Ⅱ」 「4 : 加算Ⅲ」 「5 : 加算Ⅳ」</p> <p>に変更</p>	<p>「5 : 加算Ⅳ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	11：訪問介護 12：訪問入浴介護 15：通所介護 16：通所リハビリテーション 21：短期入所生活介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 33：特定施設入居者生活介護 27：特定施設入居者生活介護(短期利用型) 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 61：介護予防訪問介護 62：介護予防訪問入浴介護 65：介護予防通所介護 66：介護予防通所リハビリテーション 24：介護予防短期入所生活介護 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 71：夜間対応型訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「介護職員処遇改善加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」 「3：加算Ⅲ」 「4：加算Ⅳ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなす。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅲ」とみなす。 既存届出内容が「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅳ」とみなす。 <u>「5：加算Ⅰ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
5	72：認知症対応型通所介護 73：小規模多機能型居宅介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 36：地域密着型特定施設入居者生活介護 28：地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 74：介護予防認知症対応型通所介護 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	(前ページと同様)	(前ページと同様)

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
6	1 1 : 訪問介護 1 2 : 訪問入浴介護 1 3 : 訪問看護 1 4 : 訪問リハビリテーション 6 1 : 介護予防訪問介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護 6 3 : 介護予防訪問看護 6 4 : 介護予防訪問リハビリテーション 7 1 : 夜間対応型訪問介護 7 3 : 小規模多機能型居宅介護 7 5 : 介護予防小規模多機能型居宅介護	「その他該当する体制等」欄の 「同一建物に居住する利用者の減算」 を廃止	新たな届出は不要。
7	1 1 : 訪問介護	「その他該当する体制等」欄の 「日中の身体介護20分未満体制」 を廃止	新たな届出は不要。
8	1 2 : 訪問入浴介護 6 2 : 介護予防訪問入浴介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1 : なし」 「2 : あり」 を 「1 : なし」 「3 : 加算Ⅰイ」 「2 : 加算Ⅰロ」 に変更	既存届出内容が「2 : あり」で、新たな届出がない場合は「2 : 加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「3 : 加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
9	15：通所介護 22：短期入所療養介護 23：短期入所療養介護 51：介護福祉施設サービス 52：介護保健施設サービス 53：介護療養施設サービス 25：介護予防短期入所療養介護 26：介護予防短期入所療養介護 76：定期巡回・随時対応型訪問介護看護 73：小規模多機能型居宅介護 32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 77：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護） 75：介護予防小規模多機能型居宅介護 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「5：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
10	16：通所リハビリテーション	<p>「その他該当する体制等」欄の 「認知症短期集中リハビリテーション実施加算」</p> <p>「1：なし」 「2：あり」</p> <p>を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。</p> <p>「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>
11	16：通所リハビリテーション 65：介護予防通所介護 66：介護予防通所リハビリテーション 72：認知症対応型通所介護 74：介護予防認知症対応型通所介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を 「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。</p> <p><u>「4：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u></p>
12	21：短期入所生活介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「緊急短期入所体制確保加算」</p> <p>を廃止</p>	<p>新たな届出は不要。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
13	21：短期入所生活介護 24：介護予防短期入所生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算（単独型、併設型）」及び 「サービス提供体制強化加算（空床型）」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 を 「1：なし」 「5：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」 に変更	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。 <u>「5：加算Ⅰイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u>
14	21：短期入所生活介護 51：介護福祉施設サービス 54：地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	「その他該当する体制等」欄の 「看護体制加算」 「1：なし」 「2：あり」 を 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 に変更	既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰ」とみなす。 「3：加算Ⅱ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。
15	22：短期入所療養介護 25：介護予防短期入所療養介護	「その他該当する体制等」欄の 「リハビリテーション機能強化」 を廃止	新たな届出は不要。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
16	23：短期入所療養介護 53：介護療養施設サービス 26：介護予防短期入所療養介護	施設等区分1の「人員配置区分」欄 「2：Ⅰ型」 「3：Ⅱ型」 「4：Ⅲ型」 を 「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」 「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」 「4：Ⅲ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「2：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「2：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「人員配置区分」欄における既存届出内容が「3：Ⅱ型」で、新たな届出がない場合は「3：Ⅱ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「5：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「6：Ⅰ型（療養機能強化型B）」「7：Ⅱ型（療養機能強化型）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分2の「人員配置区分」欄 「1：Ⅰ型」 「2：Ⅱ型」 を 「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」 「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」 「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」 「2：Ⅱ型」 に変更	「人員配置区分」欄における既存届出内容が「1：Ⅰ型」で、新たな届出がない場合は「1：Ⅰ型（療養機能強化型以外）」とみなす。 「3：Ⅰ型（療養機能強化型A）」「4：Ⅰ型（療養機能強化型B）」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。
		施設等区分6と7の「人員配置区分」欄に 「1：療養機能強化型以外」 「2：療養機能強化型A」 「3：療養機能強化型B」 を新設	<u>従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、人員配置区分の届出が必要となる。</u>
17	33：特定施設入居者生活介護 35：介護予防特定施設入居者生活介護	施設等区分3と7（35：介護予防特定施設入居者生活介護は3のみ）の「人員配置区分」欄 「2：外部サービス利用型」 を 「1：一般型」 「2：外部サービス利用型」 に変更	「1：一般型」に該当する場合は、新たな人員配置区分の届出が必要となる。

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
18	43：居宅介護支援	<p>「その他該当する体制等」欄の 「特定事業所加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p> <p>(注)「2：加算Ⅰ」「3：加算Ⅱ」については、要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届出を行うよう留意が必要。</p>
19	71：夜間対応型訪問介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「サービス提供体制強化加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「4：加算Ⅰイ」 「2：加算Ⅰロ」 「5：加算Ⅱイ」 「3：加算Ⅱロ」</p> <p>に変更</p>	<p>既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰロ」とみなす。</p> <p>既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅱロ」とみなす。</p> <p><u>「4：加算Ⅰイ」「5：加算Ⅱイ」の算定を行うためには、新たな加算の届出が必要になる。</u></p>
20	73：小規模多機能型居宅介護	<p>「その他該当する体制等」欄の 「看護職員配置加算」</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」</p> <p>を</p> <p>「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」</p> <p>に変更</p>	<p>「4：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。</p>

項番	サービス種類	変更点	既存事業所の取扱い
21	32：認知症対応型共同生活介護 38：認知症対応型共同生活介護（短期利用型） 37：介護予防認知症対応型共同生活介護 39：介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型）	「その他該当する体制等」欄の「夜間ケア加算」を廃止	新たな届出は不要。
22	36：地域密着型特定施設入居者生活介護	「施設等の区分」欄に「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」を新設	「3：養護老人ホーム」「7：サテライト型養護老人ホーム」に該当する場合は、新たな施設等区分の届出が必要となる。
23	68：小規模多機能型居宅介護（短期利用型） 79：複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型） 69：介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	「提供サービス」欄にサービス種類を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。
24	A2：訪問型サービス（独自） A6：通所型サービス（独自）	介護予防・日常生活支援総合事業の創設に伴い、様式を新設	算定を行うためには、新たな提供サービスの届出が必要となる。 ※左記サービス種類での算定可否について、所在市町村へ確認する必要がある。